

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年 1月 6日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和2年 9月29日（火）午前9時50分
- 2 事故発生場所 石岡市三村3000-3
- 3 相 手 方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 十字路交差点に相手方の車が進入した際、優先道路を直進していた公用車と衝突。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合
かすみがうら市 20%
相手方 80%
 - (2) 損害賠償額
かすみがうら市 53,167円
相手方 139,850円
をそれぞれに支払う。

(3) 今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申し立て、請求を行わないことを誓約する。